

文京区一般廃棄物処理基本計画  
(モノ・プラン文京)

第 1 章～第 6 章の見直し (案)

# 第1章 中間年度見直しの概要

## 1.1 中間年度見直しの目的

文京区では、2021（令和3）年3月に策定した「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」（以下「現行計画」といいます。）に基づき、基本理念に掲げる「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を目指して、様々な施策を実施してきました。これらの施策と区民の皆様のご協力により、人口が増加しているにもかかわらず、2020（令和2）年度以降、文京区のごみ量は着実に減少しています。

現行計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間ですが、中間年度（2025（令和7）年度）で見直しを行うこととしています。今回の中間年度見直しは、過去5年間の事業実績と状況変化をまとめ、今後5年間の事業実施に必要な修正を行うものです。

## 1.2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化

### （1）持続可能な開発目標（SDGs）の進捗状況

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、持続可能な世界を実現するための、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。現在の進捗を評価する「持続可能な開発目標（SDGs）報告 2024」によると、二酸化炭素排出量は、原単位（一定量の生産物を作る過程で排出する二酸化炭素の排出量の単位）は11%減少しているものの、全体的な傾向としては世界全体の二酸化炭素の排出量は増加し続けています。その結果、2023（令和5）年は観測史上最も暑い年になり、世界の平均気温は産業革命以前の水準を1.45℃上回っています。食品ロスについては、毎日10億食分のまだ食べられる食料が廃棄されています。

### （2）第五次循環型社会形成推進基本計画

2024（令和6）年8月には、「第五次循環型社会形成推進基本計画（循環経済を国家戦略に）」が閣議決定されました。循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と併せて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

### （3）食品ロスの削減

2019（令和元）年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020（令和2）年3月には、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロ

スの削減の推進に関する基本的な方針」が策定されました。現在、2024（令和6）年度末の閣議決定に向けて、食品ロス削減推進会議で議論が行われているところです。

2021（令和3）年3月には、「東京都食品ロス削減推進計画」が策定されました。2030（令和12）年の食品ロス発生量半減、2050（令和32）年の食品ロス発生量実質ゼロを目指して、①発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会へ、②先進技術を活用した食品ロスの削減、③フードサプライチェーンにおける取組の推進、④未利用食品の有効活用、⑤食品リサイクルの推進の5つを掲げています。

#### （4）プラスチック資源循環

2022（令和4）年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、従来の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象であったプラスチック製容器包装に加え、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物についてもリサイクルを可能とする仕組みとなりました。区市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように努めることとされました。

東京都では、都内区市町村が実施するプラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別回収について、その経費の一部を補助する施策を実施しています。

#### （5）2050年「ゼロカーボンシティ」宣言

文京区は、2022（令和4）年2月文京区議会定例議会区長施政方針において、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

### 1.3 計画前半期の実績

第5章第3節に示すように、現行計画では、「基本指標1 区民1人1日当たりの総排出量(g/人日)」「基本指標2 区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)」を基本指標として目標値を設定し、進捗状況を管理しています。2023（令和5）年度の実績値は、基本指標1については目標値を達成しており、基本指標2については目標値には届かなかったものの、ほぼ近い数値になっています。2024（令和6）年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査」では、区民1人1日当たりのごみ量（排出原単位）が減少している結果となりました。

### 1.4 見直しの方向性

中間年度見直しに当たって、「1.3 計画前半期の実績」のとおり、現行計画は有効に機能していることから、現行計画の方向性は維持しつつ、状況の変化に対応していくことと

します。

2025（令和7）年4月から区内全域でプラスチック製容器包装及びプラスチック製品を対象とした、プラスチック分別回収を開始します。この事業を計画に位置付けるとともに、プラスチック分別回収によるごみの減量効果を考慮して、基本指標の目標値に反映します。

## 1.5 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画です。

『「文の京」総合戦略』を上位計画とし、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の計画等との整合性を図って策定しています。

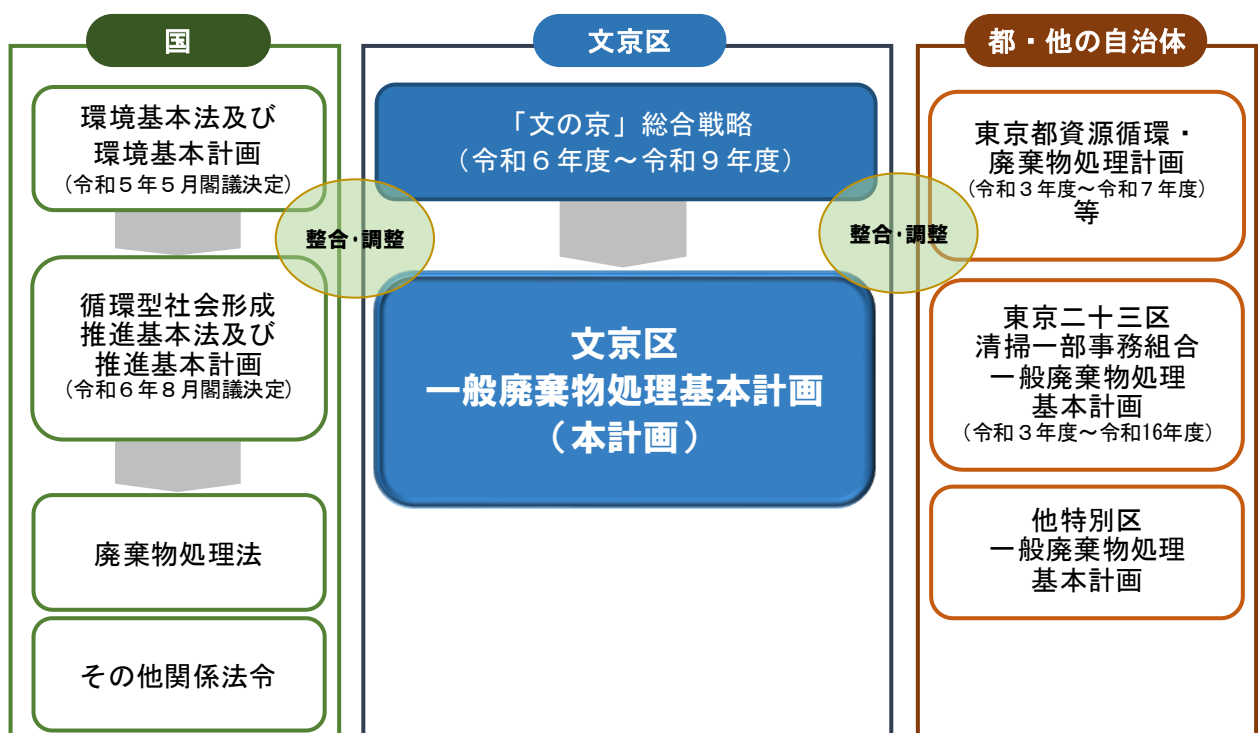


図 1-1 本計画の位置付け

## 1.6 計画の期間

今回策定した計画は、中間年度における見直しであり、計画期間は現行計画の後半期、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度とします。



図 1-2 計画期間

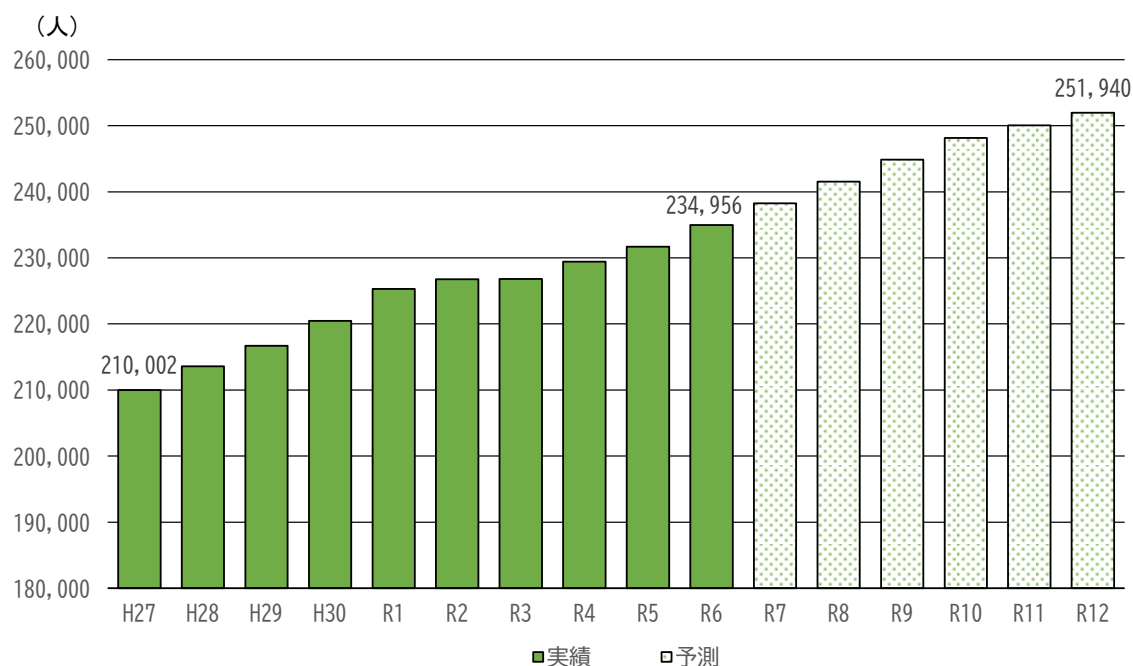
# 第2章 リサイクル清掃事業の課題

## 2.1 地域特性から見た特徴と課題

### (1) 人口

本区の人口は、2025（平成27）年度の210,002人から2024（令和6）年度の234,956人へと、24,954人（11.9%）増加しています。今後も、人口増加が続き、2030（令和12）年度には251,940人になると予測しています

人口増は区収集ごみ量増加の大きな要因ですので、遅滞なくごみや資源を収集できる態勢の確保が必要です。



（各年度10月1日現在）

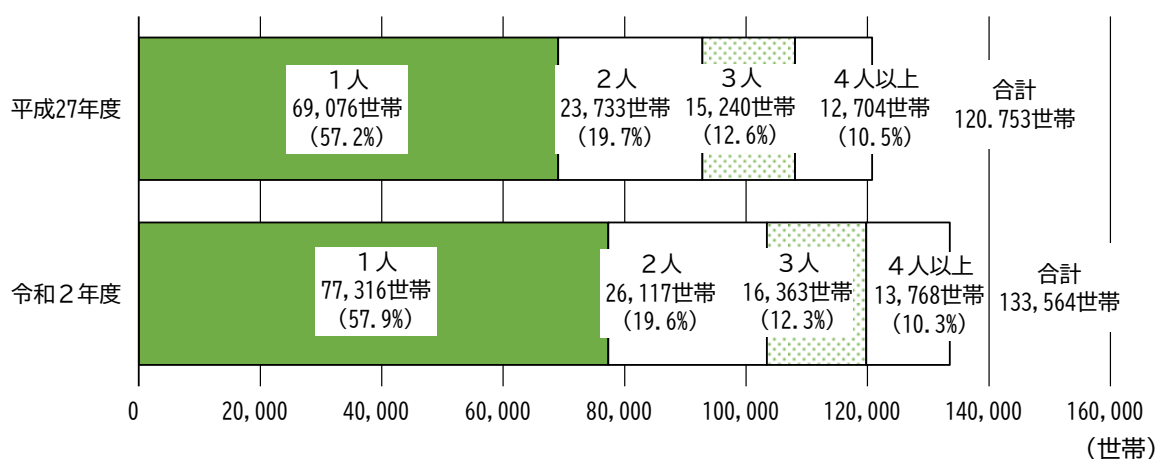
（出典）実績：住民基本台帳 予測：本計画予測値

図2-1 本計画における人口の推移

## (2) 世帯構成

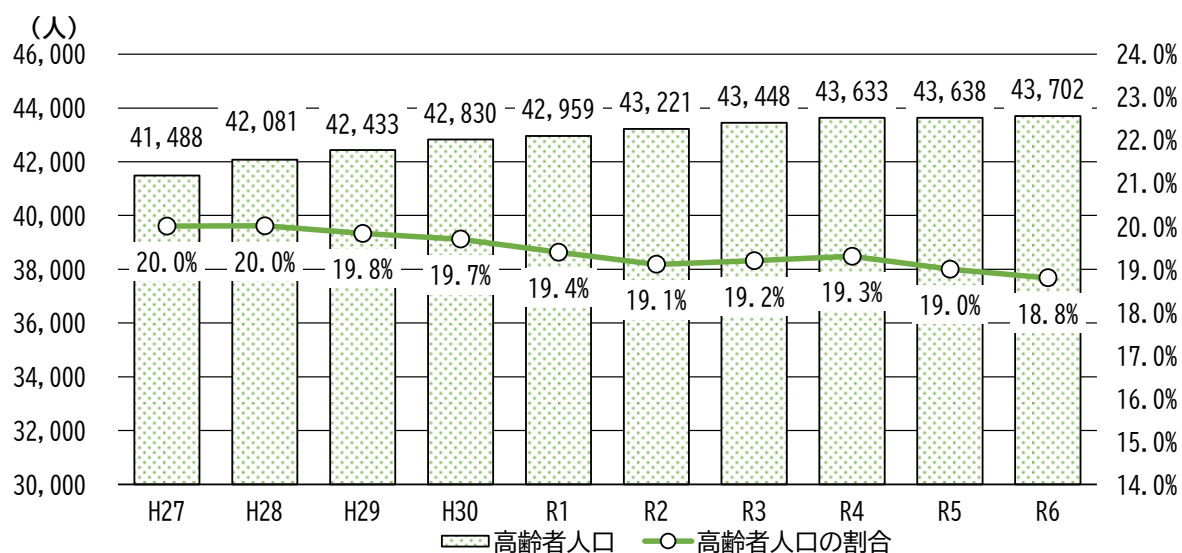
2015（平成27）年と2020（令和2）年の国勢調査における結果を比較すると、文京区の1人世帯は8,240世帯増加しています。この中には、地域との結びつきが比較的弱いとされるワンルームマンションなどに居住する若年単身者も多いと考えられます。これらの世帯に対して、ごみ・資源の分別や排出方法などの基礎的な情報を、効果的に伝える方策を検討する必要があります。

一方で、65歳以上の高齢者人口が高い水準を維持しており、ごみ出しが困難な高齢者等を対象とした訪問収集などの施策が、引き続き重要になってきます。



(出典) 国勢調査

図2-2 世帯構成



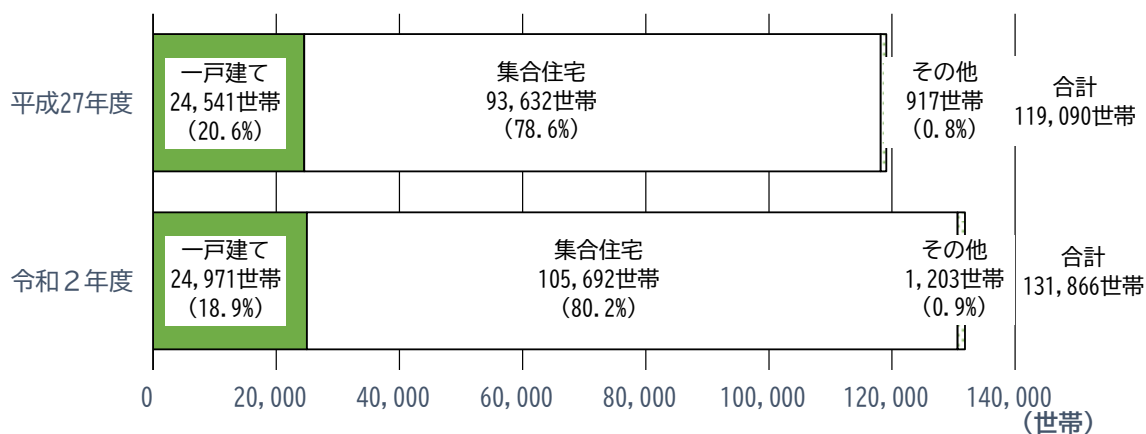
(各年1月1日現在)

(出典) 住民基本台帳

図2-3 高齢者人口

### (3) 住居形態

同じく 2015（平成 27）年と 2020（令和 2）年の国勢調査における結果によると、全世帯のうち集合住宅に居住する世帯は 12,060 世帯増加しており、80.2%の世帯が集合住宅に居住しています。集合住宅の増加傾向が見られることから、集合住宅の特性を生かした普及啓発や施策を推進する必要があります。

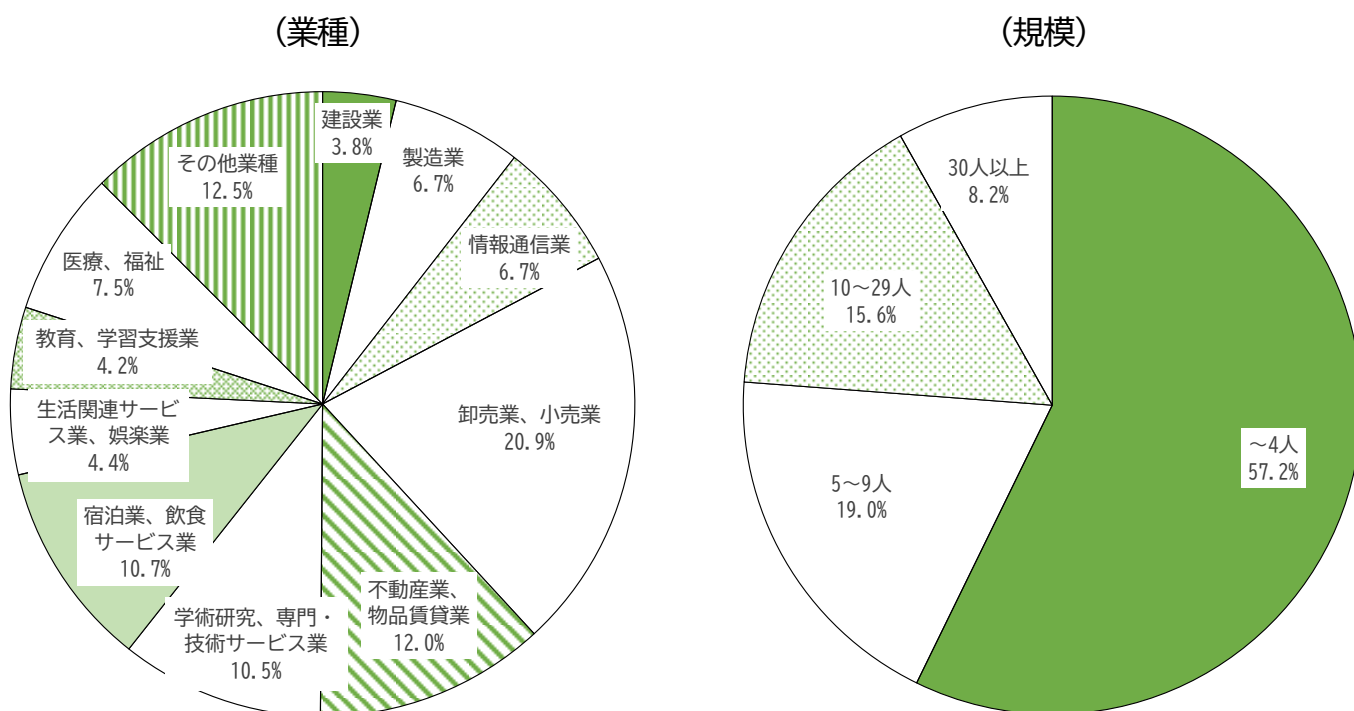


(出典) 国勢調査

図 2-4 住居形態

#### (4) 事業活動

2021（令和3）年の経済センサス活動調査報告によると、本区内の事業所の57.2%は従業者数が4人以下の事業所です。事業活動に伴って排出されるごみについては自己処理が原則ですが、排出日量50kg未滿もしくは従業員20人以下の事業所に限って、例外的に有料でごみ集積所に排出することができます。これらの事業所については、許可業者収集への移行の推進や、区収集を利用する場合においては、事業系有料ごみ処理券の貼付が徹底されるような施策を検討する必要があります。



(出典) 2021（令和3）年経済センサス- 活動調査結果

図 2-5 事業所の業種と規模



## 2.2 3Rの課題

### (1) 分別の徹底

2024（令和6）年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみには紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源物が23.7%含まれており、分別の徹底が必要です。可燃ごみに含まれている資源物のうち、紙類が14.9%を占め、さらに紙類のうちリサイクル可能な雑がみが10.3%を占めていることから、雑がみに絞った普及啓発や排出対策について検討が必要です。

また、拠点回収品目が8.3%あり、そのうち衣類が5.0%を占めていることから、区民への意識啓発や回収量を高める取組が必要です。

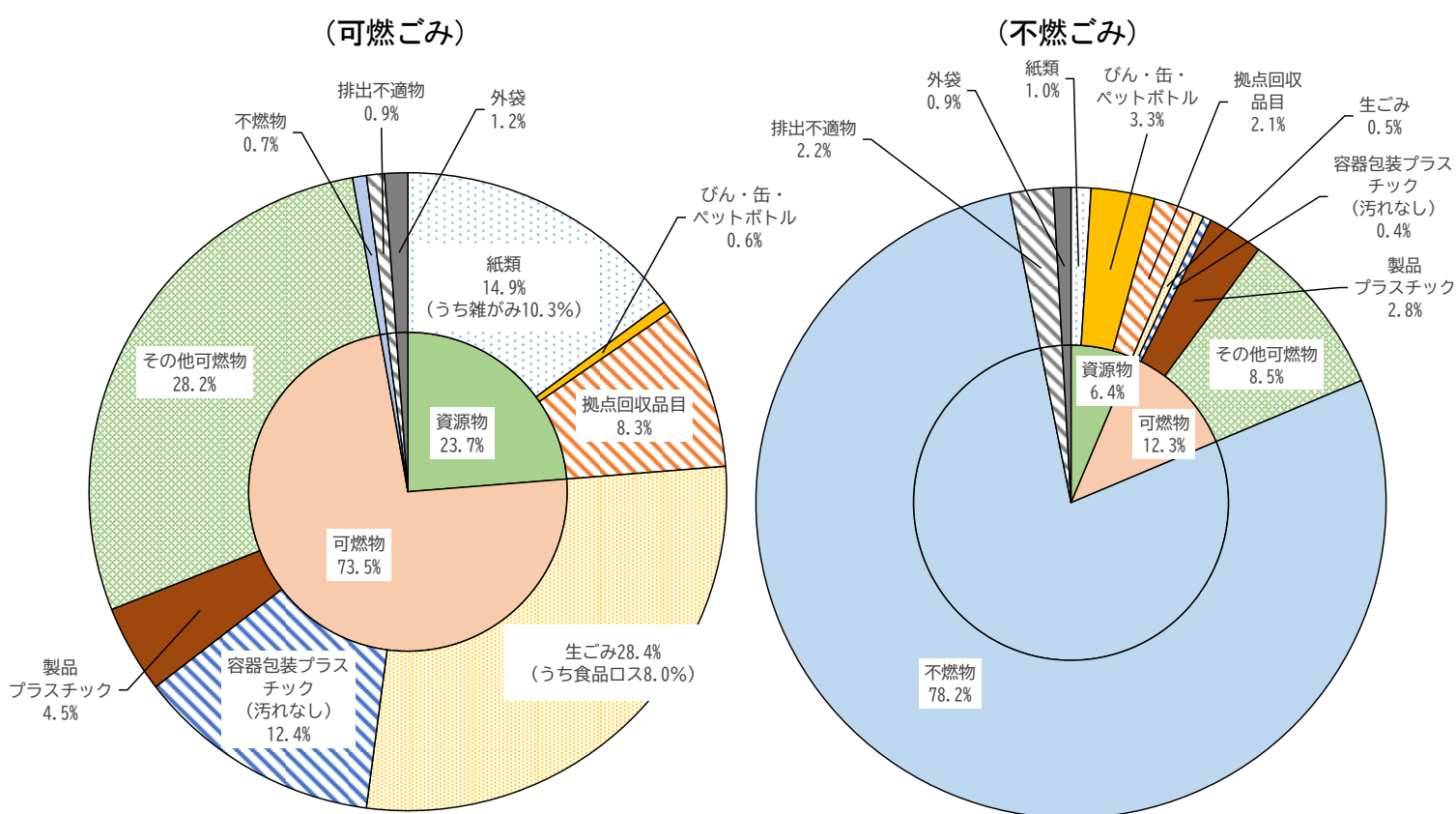


図2-6 2024（令和6）年度文京区家庭ごみ組成分析調査結果

## (2) プラスチックごみの削減

区では、2025（令和7）年4月からプラスチックの分別回収を実施します。2024（令和6）年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみにはプラスチック分別回収の対象となるプラスチックが18.9%含まれています。プラスチック分別回収は、ごみ減量効果のほか、温室効果ガスの削減効果などの環境負荷の低減が期待されることから、プラスチック分別回収の協力率が高まるような普及啓発施策について検討する必要があります。

循環型社会を実現するためには、リサイクルよりもリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を優先する必要があることから、事業者・区民・区の三者が連携して脱プラスチックに取り組んで行く必要があります。

## (3) 食品ロスの削減

2024（令和6）年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、家庭から出る可燃ごみのうち、食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが8.0%含まれています。食品ロスを削減することは、食料の多くを海外から輸入している我が国にとって大きな課題であり、区が取り組んでいる食品ロスを削減する施策のさらなる普及啓発と、区民が参加しやすい仕組み作りについて検討する必要があります。

## (4) 事業系ごみの減量

2024（令和6）年度の文京区のごみ量推計によると、持込ごみを含め、文京区のごみの半分以上が事業系ごみです。事業系ごみは、事業者の責任で処理するのが原則ですので、事業系ごみについても、3Rの促進によるごみ減量施策について検討する必要があります。

## 2.3 適正処理の課題

### (1) 円滑な収集・処理

2021（令和3）年度から区収集ごみ量は減少していますが、区では2025（令和7）年4月からプラスチック分別回収を実施するため、必要となる人員や機材が増加する見込みです。また、全国各地で毎年のように災害が発生し、災害廃棄物の適正処理が問題となっています。平常時のみならず災害時においても、排出されたごみを生活環境に影響を及ぼさないよう、遅滞なく収集する態勢を整備しておく必要があります。

収集したごみを適正に処理するため、十分な能力を持った清掃工場等の中間処理施設を確保しておく必要があります。中間処理施設は、計画から施設整備まで長い期間を要することから、東京二十三区清掃一部事務組合や他の特別区と連携して、中間処理施設の円滑な確保が必要です。

### (2) ごみ処理の工程で発生する環境負荷の抑制

3R（リデュース・リユース・リサイクル）により、ごみとなるものを減らすことは、循環型社会形成に向けて重要な要素です。

しかし、最終的にごみとなるものを無くすことはできません。持続的発展が可能な循環型社会の実現のためには、ごみとなってしまったものの適正処理も重要です。収集・運搬・焼却処理・埋立処分といった、ごみ処理の全工程にわたって、温室効果ガスやエネルギーの削減だけでなく、騒音や悪臭などを含めた環境負荷を抑制する総合的な努力が必要です。

### (3) ごみ出しマナーの向上

ごみ出しマナーは、ごみ処理の効率に影響するばかりでなく、地域の公衆衛生や景観に対しても大きく影響します。ごみ集積所における問題は、地域社会でトラブルになる場合もあり、ごみ出しマナーの向上のために、適切な相談・指導などを行う必要があります。

### (4) 事業系ごみの自己処理責任の徹底

「廃棄物処理法」や「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」では、「事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されており、事業所から排出されるごみは、一般廃棄物処理業者に処理委託をするなどの自己処理が原則です。区の財政負担の軽減や民間活力の育成という面からも、事業系一般廃棄物の民間処理を推進する必要があります。

### (5) 小型充電式電池の収集・処理

近年、小型充電式電池が原因のごみ収集車や処理施設での火災が増加しています。その

ため、小型充電式電池や電池内蔵式の小型家電製品の安全な収集・処理に取り組んで行く必要があります。

## (6) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化については、ごみ減量効果があることが他自治体の事例で明らかであることに加え、多摩地域ではすべての市で実施されています。国は、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を発行するなど、家庭ごみの有料化を推進することを明確にしています。

23区清掃工場の多くが建替時期を迎えるなかで、ごみの焼却余力を確保するためには更なるごみ減量化が必要です。そのため、減量化対策の一つとして、家庭ごみの有料化について検討していく必要があります。検討に際しては、不法投棄や経済的負担など、区民が懸念する事項に配慮する必要があります。

# 第3章 基本理念・基本方針

## 3.1 基本理念

現行計画の基本理念「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」は、本区が国に先駆けて行ってきた2R（Reduce（発生抑制）とReuse（再使用））を優先する考え方などを考慮して設定されました。この考え方は、計画策定後、5年が経過した現在でも、色あせるものではありません。

私たちは物質的に恵まれた豊かな暮らしを享受していますが、その陰で、大量の食品ロスを生み出し、便利に使われたプラスチックが海洋汚染を引き起こすなど、廃棄物問題が、その恩恵を享受していない人間や人間以外の生物にも影響を及ぼしており、世界的な課題となっています。

世界は、貧困、人権、平和など様々な問題に直面しています。SDGsはこのような地球規模の問題について、「誰ひとり取り残さない」という共通理念の基に掲げられたゴールとターゲットです。私たちが循環型社会を実現することは、世界につながっています。そして、私たちが享受している豊かさは、将来世代のニーズも満たすよう継承していかなければならないことは言うまでもありません。そして何よりも、循環型社会の実現は、今、文京区に生きる私たち自身のためであるということを忘れてはなりません。

以上より、基本理念及びキャッチフレーズは現行計画を引き継ぐものとします。

区民が安心して暮らせる循環型社会の実現  
～ 私たちのために、世界のために、そして未来のために ～

## 3.2 基本方針

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するため、引き続き、次の3つの基本方針に基づき事業を実施します。

### 基本方針1 区民・事業者・区が協働で取り組む2Rの推進

Reduce（発生抑制）とReuse（再使用）の2RをRecycle（再資源化）に先立って推進します。2Rの基本は「断る（Refuse）」ことなので、区民・事業者が不要物を断りやすいような環境を整備するとともに、私たちのライフスタイルが、世界につながっていることなどについて普及啓発に努めます。

### 基本方針2 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

2Rの取組を行った上で排出された不用物については、リサイクルを推進します。リサイクルの際には、限りある地球資源の有効活用に加え、温室効果ガスをはじめとした環境負荷の低減が世界中で取り組むべき課題となっています。したがって、区がリサイクル手法等を選択する際には、脱炭素の視点に基づいた資源循環を進めていきます。

### 基本方針3 安全・安心な適正処理の確保

リサイクルを行った上で排出されたごみについては、速やかに収集し、東京二十三区清掃一部事務組合において23区共同で中間処理を行ってごみを減容化した上で、東京都の最終処分場に埋め立てる必要があります。

また、災害時においても、ごみの適正処理は重要なライフラインであると認識し、非常時に備えていきます。

# 第4章 計画の推進体制

## 4.1 双方向の情報交換と区民参画

本計画を具体的かつ効果的に遂行するためには、区民等の協力と各主体間の信頼の構築が不可欠です。区は、区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画できるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。そのため、引き続き現行計画に明確に位置付けられている区民参画の考え方を踏襲し、より積極的な区民参画を図っていきます。

また、区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、地域活動団体やNPOの役割が重要です。本区は、これらの団体と協働しながらリサイクル清掃事業を推進するとともに、団体が自主的かつ積極的に活動できるよう、育成支援を行っていきます。

## 4.2 区の推進体制

本区はリサイクル清掃部署だけでなく、全庁を挙げて本計画の推進を図ります。リサイクル清掃部署は関連する事業を行っている部署と連携しながら事業を進めます。

また、庁内のごみ減量活動等については、引き続き全部署が一体となって取り組んでいきます。

## 4.3 文京区リサイクル清掃審議会

「文京区リサイクル清掃審議会」は、区長からの諮問事項を審議し、その結果を答申に取りまとめることを中心に運営していますが、リサイクル清掃事業について幅広い意見を述べてもらう場でもあります。本区は審議会と連携しながら、円滑な事業展開を図っていきます。

## 4.4 PDCAサイクルによる進捗管理

本計画では、計画策定 (Plan) ⇒ 施策実施 (Do) ⇒ 施策評価 (Check) ⇒ 見直し (Action) というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理していきます。評価に当たっては、区収集ごみ量や区内の事業所から発生する持込ごみ量などの行政データを把握し、活用します。

また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を行います。

区民の意見を幅広く施策に反映するため、これらのデータを参考に、文京区リサイクル清掃審議会で審議し、評価します。

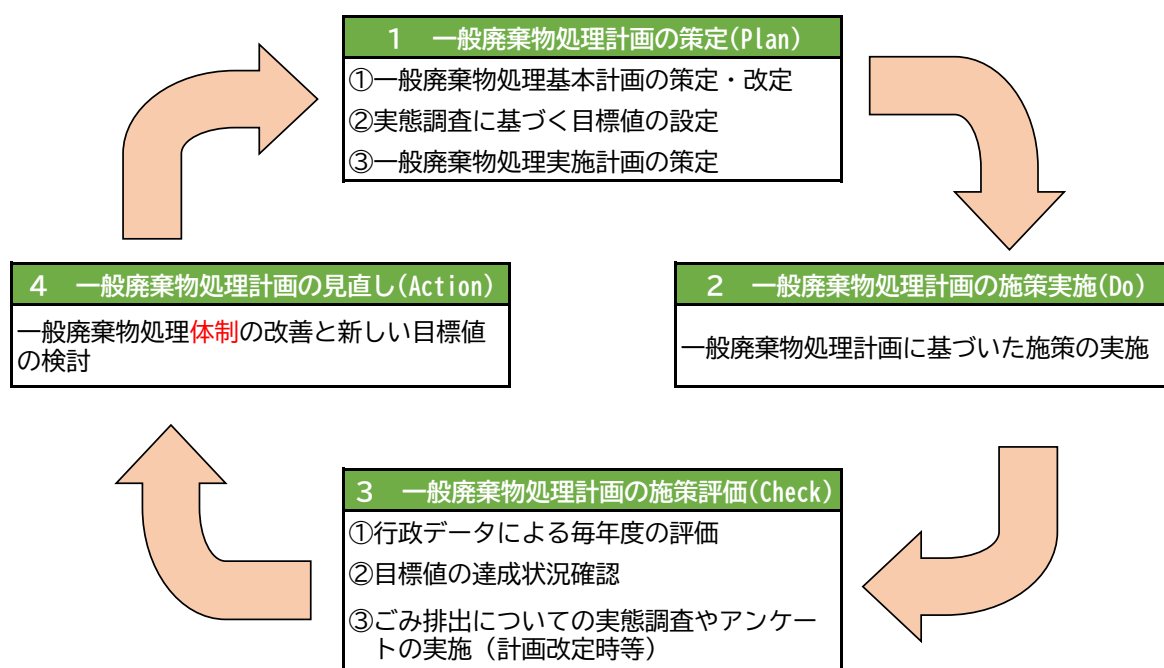


図 4-1 PDCAサイクル



# 第5章 計画の目標

## 5.1 2024(令和6)年度のごみ・資源量の推計

2024（令和6）年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書」と行政データなどから推計した2024（令和6）年度のごみ・資源量の推計を表5-1に示します。表5-1の左側は年間ごみ・資源量を表したものの、右側は家庭系について人口で除し、1人1日当たりのごみ・資源量をグラムで表したものです。

※第5章の数値は、基礎調査報告書及び2024（令和6）年度実績が確定した段階で見直します。そのため、現状はすべて暫定値です。

表5-1 2024（令和6）年度のごみ・資源量の推計

		年間ごみ・資源量(t/年)			1人1日当たりの 家庭系の量 (g/人日)
		家庭系	事業系	合計	
ごみ	区収集可燃ごみ	25,299	13,120	38,419	295.0
	区収集不燃ごみ	772	432	1,204	9.0
	粗大ごみ	1,290	-	1,290	15.0
	持込ごみ	-	17,863	17,863	-
	合計	27,361	31,415	58,776	319.0
資源	拠点回収(行政回収)	190	-	190	2.2
	集積所回収	8,873	-	8,873	103.5
	集団回収	3,436	-	3,436	40.1
	粗大ごみ資源化	402	-	402	4.7
	店頭回収(自主回収)	64	-	64	0.7
	新聞販売店回収	44	-	44	0.5
	自家処理	78	-	78	0.9
	事業系リサイクル	-	21,304	21,304	-
	合計	13,087	21,304	34,391	152.6

## 5.2 現状施策で推移した場合のごみ量の予測

### (1) 人口推計

区では、2024（令和6）年度～2027（令和9）年度を期間とする『「文の京」総合戦略』の策定に際して、将来人口を推計しています。推計は5年ごとの値のため、その間の年は人口が直線的に推移すると仮定します。

表5-2 人口推計

		区推計人口			単位（人）
		区人口推計	区人口推計の補間値	令和6年度を1とした係数	本計画の人口推計※
実績	令和5年度	229,653	229,653		
	令和6年度		232,923	1.0000	<b>234,956</b>
推計	令和7年度		236,193	1.0140	<b>238,255</b>
	令和8年度		239,463	1.0281	<b>241,553</b>
	令和9年度		242,733	1.0421	<b>244,852</b>
	令和10年度	246,003	246,003	1.0562	<b>248,150</b>
	令和11年度		247,881	1.0642	<b>250,045</b>
	令和12年度		249,760	1.0723	<b>251,940</b>
	令和13年度		251,638	1.0803	253,835
	令和14年度		253,517	1.0884	255,729
	令和15年度	255,395	255,395	1.0965	257,624

※2024（令和6）年度は実績値。各年度10月1日現在。

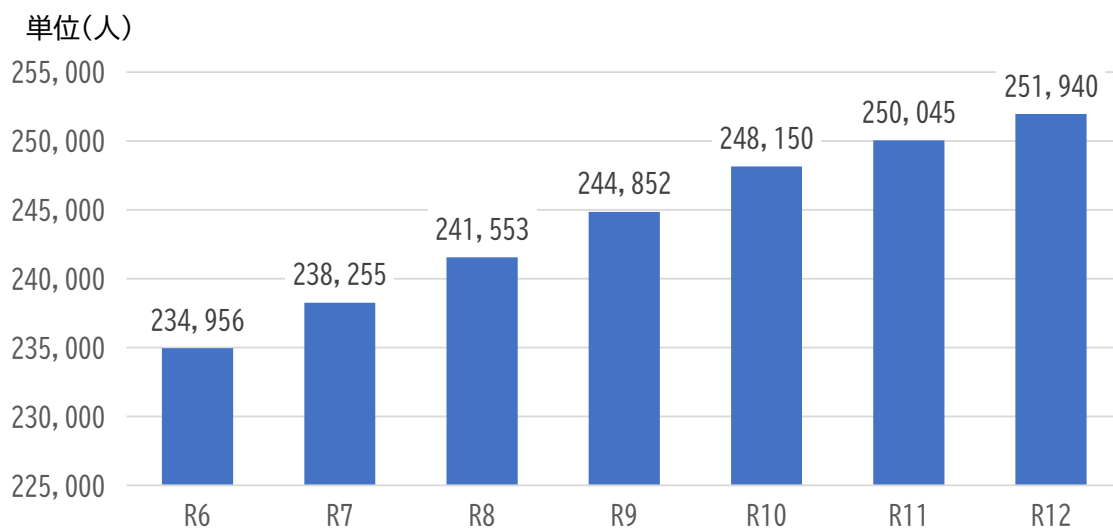


図5-1 人口推計

## (2) 現状施策で推移した場合のごみ量の推計

表 5-1 で推計した 2024（令和 6）年度のごみ量と表 5-2 で推計した人口を基に、以下の方法で、2030（令和 12）年度のごみ量を推計しました。

- ①家庭系ごみ：1 人 1 日当たりのごみ量は変わらず、人口の増減で変化すると仮定した。
- ②事業系ごみ：2024（令和 6）年度のごみ量で推移すると仮定した。

表 5-3 現状施策で推移した場合のごみ量の推計（R 6 年度実績値で再計算）

単位（t/年）

	家庭系				事業系				合計
	可燃	不燃	粗大	小計	可燃	不燃	持込	小計	
令和 6 年度	25,299	772	1,290	27,361	13,120	432	17,863	31,415	58,776
令和12年度	27,128	828	1,383	29,339	13,120	432	17,863	31,415	60,754

\*表の数値については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

## 5.3 現行計画の目標達成状況

現行計画では、2つの基本指標で進捗を管理し、ごみ量と資源量について数値目標を設定しました。2023（令和 5）年度の目標値と実績値を比較すると、基本指標 1 の区民 1 人 1 日当たりの総排出量については、目標値 875g/人日に対して実績値は 847g/人日で、目標を達成しています。基本指標 2 の区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量については、目標値 327g/人日に対して実績値は 333g/人日で、目標値に届かなかったものの、ほぼ近い値となっています。

表 5-4 現行計画の目標達成状況（R 6 年度実績値で再計算）

単位（g/人日）

目標値		年度	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R12
基本指標 1	区民 1 人 1 日当たりの総排出量	目標値		924	900	<b>875</b>	857	837	747
		実績値	958	897	882	<b>847</b>			
基本指標 2	区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量	目標値		347	337	<b>327</b>	319	310	269
		実績値	358	361	347	<b>333</b>			

## 5.4 減量目標達成後のごみ量

本計画では、第6章第1節で示す基本指標1及び基本指標2の目標値を数値目標として表5-5のように設定します。減量目標を達成した場合の最終年度のごみ量は表5-6に示すとおりです。

表5-5 本計画の数値目標（R6年度実績値で再計算）

		単位（g/人日）	
		令和6年度 （推計値）	令和12年度 （最終目標値）
基本指標1	区民1人1日当たりの総排出量	836	733
基本指標2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量	319	257

表5-6 減量目標達成後のごみ量（R6年度実績値で再計算）

	家庭系				事業系				合計
	可燃	不燃	粗大	小計	可燃	不燃	持込	小計	
令和6年度	25,299	772	1,290	27,361	13,120	432	17,863	31,415	58,776
令和12年度	21,670	723	1,217	23,610	11,645	372	16,255	28,272	51,883

\*表の数値については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

# 第6章 進捗の管理

本計画の目標を達成するためには、毎年度の進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために「基本指標」と「モニター指標」という2種類の指標を用いています。基本指標は、具体的な数値目標を設定し進捗状況を管理する指標です。モニター指標は、具体的な数値目標は設定しませんが、毎年度その推移を把握する指標です。

## 6.1 基本指標

### (1) 基本指標と目標値

引き続き、次の2つの基本指標で進捗状況を管理します。

表6-1 基本指標

基本指標1	区民1人1日当たりの総排出量(g/人日)
基本指標2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)

基本指標1「区民1人1日当たりの総排出量」は、区が処理に関与するごみ・資源の総量を区民1人1日当たりの量に換算したものです。リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）、民間ルートでのリサイクル（資源の店頭回収、新聞販売店回収、事業系ごみのリサイクルなど）の結果として減少します。本計画ではごみ減量を図るとともに、資源についても2Rを優先する観点から、これを基本指標として位置付けます。

基本指標2「区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」は、家庭から排出される収集ごみ量の合計を区民1人1日当たりの量に換算したものです。リデュース・リユースに加えて、分別徹底の効果を測る指標となることから、基本指標として位置付けます。

基本指標の目標値を表6-2に示します。

表6-2 本計画の数値目標（表5-5の再掲）

		単位 (g/人日)	
		令和6年度 (推計値)	令和12年度 (最終目標値)
基本指標1	区民1人1日当たりの総排出量	836	733
基本指標2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量	319	257

## (2) 進捗の管理方法

進捗状況の管理に使用するデータを表 6-3 に示します。これらの数値を使用して、年度ごとに基本指標を算定し、最終目標年度の目標値と比較することで進捗状況を管理します。

表 6-3 進捗状況を管理するための行政データと仮定値

基本指標の算定式		総排出量 = $W1 + W2 + W3 + W4 + R1$
		家庭ごみ排出量 = $(W1 \times A) + (W2 \times B) + W3$
算定に使用するデータ	行政データ	W1 区収集による可燃ごみ量
		W2 区収集による不燃ごみ量
		W3 粗大ごみ量
		W4 持込ごみ量
		R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)
	仮定値 (注)	A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合65.9%
		B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合64.1%

(注) 一般廃棄物処理基本計画の改定や大きな分別変更があった時点で実施する、ごみ排出についての実態調査やアンケート調査による推計値。区で実績を把握できないため、新たに調査を実施するまでの間、固定値とする。

## 6.2 モニター指標

モニター指標は、ごみ量に関する指標、環境負荷に関する指標、コストに関する指標として、毎年度、その推移を把握します。各指標の具体的な内容は、表 6-4 のとおりです。

表 6-4 モニター指標

ごみ量に関する指標	家庭系リサイクル率
	事業系ごみ量
	事業系リサイクル率
環境負荷に関する指標	最終処分量
	収集車両のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量
コストに関する指標	区民 1 人当たり年間処理経費
	ごみ・資源 1 t 当たり年間処理経費

### 6.3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

表6-5にPDCAサイクルによる進捗評価の概要を示します。毎年度、行政データを用いて担当部署による点検・評価を行いながら、文京区リサイクル清掃審議会で審議します。また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を実施し、ごみの組成や区民1人1日当たりのごみの排出量、区民や事業者の意識・意向等を把握しながら点検・評価を行っていきます。

表6-5 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

頻度	毎年度	一般廃棄物処理基本計画改定時
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施します。	ごみの組成割合や区民1人1日当たりのごみ量、区民や事業者の意識・意向等についての調査を実施します。
点検・評価の主体	担当部署による点検・評価を基本とし、文京区リサイクル清掃審議会で議論します。	
点検・評価の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本指標</li> <li>区民1人1日当たりの総排出量(g/人日)</li> <li>区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)</li> <li>●モニター指標</li> <li>家庭系リサイクル率(%)</li> <li>事業系ごみ量(万t/年)</li> <li>事業系リサイクル率(%)</li> <li>最終処分量(t/年)</li> <li>収集車両のエネルギー消費量(GJ/年)</li> <li>収集車両の温室効果ガス排出量(t/年)</li> <li>区民1人当たり年間処理経費(円)</li> <li>ごみ・資源1t当たり年間処理経費(円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●左記に次の項目を追加します。</li> <li>ごみ・資源のフロー</li> <li>家庭系収集ごみ量</li> <li>事業系収集ごみ量</li> <li>ごみへの資源物の混入量</li> <li>区が収集・関与するリサイクル量</li> <li>区民の意識・意向</li> <li>事業者の意識・意向</li> <li>新たな施策の環境負荷評価</li> <li>新たな施策のコスト評価</li> </ul>
見直し・改善の方法	一般廃棄物処理実施計画に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	区民に対して情報公開します。	